

独立行政法人教職員支援機構役員給与規程

平成29年4月1日
教職員支援機構規程第8号

改正 平成29規6
平成29規9
平成30規8
平成30規10
平成30規15
令和元規16
令和元規23
令和2規5
令和2規32

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員給与（期末特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 17日が日曜日に当たるとき 15日（ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）

二 17日が土曜日に当たるとき 16日

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額を、次の表に掲げるとおりとする。

号 給	本給月額
1	706,000円
2	761,000円
3	818,000円
4	895,000円

- 2 常勤役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。
 - 一 理事長 3号給以上
 - 二 理事 1号給以上2号給以内
 - 三 監事 1号給
- 3 理事長は、理事、監事の各職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項第二号及び第三号の範囲を超えて本給月額を決定することができる。

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対して支給する。

- 2 一般職給与法の適用を受ける国家公務員又は一般職給与法第11条の7第3項に規定する特定独立行政法人職員等であった者が、引き続き役員となった場合（当該役員となった日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると理事長が認めた場合に限る。）において、当該役員となった日の前日において支給されていた地域手当又は地域手当相当額の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員は、前項の規定にかかわらず、当該役員となった日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が当該役員となった日後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの期間）次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - 一 当該役員となった日から同日以後1年を経過する日までの期間役員となった日前の支給割合（役員となった日前の支給割合が当該役員となった日の後に改定された場合にあつては、当該役員となった日の前日の役員となった日前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該役員となった日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）役員となった日前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(単身赴任手当)

第6条の2 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2の規定に準じて役員に対して支給する。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準

- 日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。
- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規程する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 役員が基準日前1か月以内に退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別手当は支給しない。
 - 4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額の合計額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 6箇月 100分の100
 - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - 四 3箇月未満 100分の30
 - 5 前項の規定による期末特別手当の額は、独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第32条第1項の規定による文部科学大臣が行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。
 - 6 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

（非常勤役員手当）

第8条 非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

非常勤監事 月額70,000円

- 2 理事長は、非常勤役員の職務の困難度や専門性等を勘案して、必要と認める場合は、前項に定める額を超えて手当額を定めることができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、他の非常勤役員の手当については、必要に応じて定める。

（月の中途中で就任又は退任した場合の給与）

第9条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤役員を除く。以下本条及び次条において同じ。）に就任当月分の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に対する退職当月分の給与を支給

する場合は、給与の日額にその者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与の月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の全額を支給する。

(給与の日額)

第10条 前条に規定する給与の日額は、給与の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第11条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数処理)

第12条 この規定による計算において生じた1円未満の端数は切り捨てる。

(実施に関し必要な事項)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き第4条に掲げる本給表の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、当該役員の任期が終了するまでの間に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 独立行政法人教員研修センター役員給与規程（教員研修センター規程第1号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月19日に施行し、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月29日に施行し、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。